

流山市生活困窮者自立支援事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、平成25年12月6日に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立支援事業を実施するものです。

本事業の実施にあたって、事業者を公募し、応募した事業者から業務委託に係る提案を受け、事業者を選定し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉事業者と選定し、本市と契約を締結した上で、業務を実施します。

2 業務概要

(1) 業務名称

流山市生活困窮者自立支援事業業務委託

(2) 契約方式

最も優れた提案を行った事業者を優先交渉事業者とします。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日までとします。
ただし、業務の開始は令和9年4月1日からです。

(4) 委託金額

本業務に係る委託費は、121,973,000円（税抜き）を上限とします。

※ なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務に係る予算規模を示したものです。契約金額は、受託者から提案内容に基づき、改めて仕様を定めます。

また、事業費の算出にあたっては人件費のほか、通勤手当、社会保険料等の事業者負担分が含まれることに留意して下さい。

(5) 業務内容

「流山市生活困窮者自立支援事業業務水準書」のとおりです。

3 応募条件

(1) 応募者の資格

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体であり、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。虚偽の記載を行った者、応募要件を満たさない者の提案は、無効とします。

ア 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とするものではないこと。

イ 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、反対することを目的とするものではないこと。

ウ 暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団の構成員の統制の下にあるものではないこと。

エ 応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

オ 流山市の契約に関する諸規程に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に係る書類の作成及び提出等に要する一切の費用は、すべて応募者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い

提出書類は返却しません。提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。ただし、流山市情報公開条例により開示する場合があります。

ウ 複数提案の禁止

企画提案は、1 応募者 1 件とします。

エ 他の応募者の構成員となることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできません。

4 応募手続きに関する事項

(1) 日程

公募型プロポーザル実施の公表 (広報ながれやま及び市ホームページに掲載)	令和 8 年 8 月 1 日(土)
実施要領等の公表 (市ホームページに掲載)	令和 8 年 8 月 3 日(月)
実施要領等の配布	令和 8 年 8 月 3 日(月)～9 月 4 日(金)
参加表明書・企画提案書受付	令和 8 年 8 月 3 日(月)～9 月 4 日(金)
質問受付	令和 8 年 8 月 3 日(月)～8 月 14 日(金)
質問回答	令和 8 年 8 月 28 日(金)
プレゼンテーション実施通知発送	令和 8 年 9 月 18 日(金)
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 8 年 10 月 7 日(水)
審査結果通知・発表	令和 8 年 10 月 21 日(水)
業務委託契約締結	令和 8 年度中
本事業の実施	令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和 8 年 8 月 3 日(月)～同年 9 月 4 日(金)

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午後 4 時まで

イ 配布場所

下記 8 に記載の場所で配布します。流山市のホームページからダウンロードも可能です。郵送による配布は行いません。

(3) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 3 日(月)～同年 8 月 14 日(金)

午後 4 時まで

イ 受付方法

「質問書」(様式 1)に記入の上、電子メール又はファックスで提出してください。口頭や電話でのお問い合わせは受け付けません。

質問事項は、質問書 1 枚につき 1 問とし、複数の質問がある場合は用紙を別にしてください。また、送信後は、事務局に到着の確認をしてください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、令和 8 年 8 月 28 日（金）までに流山市のホームページに掲載します。

（４）提出書類

次のア及びイについて、各 1 1 部を提出してください。

ア 参加表明書（様式 2）（A 4 版、代表者印を押印したもの 1 部、残りはその写し）

参加表明書には、次の書類を添付して提出してください。

（ア）会報やパンフレットなど提案者の活動がわかるもの

（イ）定款（原本 1 部、残りはその写し）

（ウ）履歴事項全部証明書（法人登記簿）（原本 1 部、残りはその写し）※提出日より 3 ヶ月以内に取得したもの。

イ 企画提案書（様式 3）（A 4 版、片面印刷）

業務内容を実施するための企画について、企画提案書に次の事項を必ず記載し提出してください。

（ア）事業に対する基本的な考え方

現在の社会情勢等を踏まえ、自立相談支援・就労準備支援・家計改善支援・被保護者家計改善支援事業に対する基本的な考え方を説明してください。

（イ）事業実施体制

事務所の設置及び相談支援員等の配置に関して、次の事項について提案してください。

① 事務所の設置場所・設置方法（現時点での想定）

② 相談支援員等の配置計画（雇用形態、想定している資格・経験・能力等）

③ 相談支援員等への研修内容

④ 事業の実施計画

（ウ）事業実施内容

【自立相談支援事業】

事業の実施に関して、次の事項について提案してください。

- ① 生活困窮者の把握方法
- ② スクリーニング、アセスメント及びプラン策定の方法
- ③ プラン策定後の支援の方法
- ④ 支援調整会議の開催など関係機関との連携方法

【就労準備支援事業】

事業の実施に関して、次の事項について提案してください。

- ① 支援プログラムの策定手順、支援状況の把握・検証方法
- ② 生活自立支援の方法
- ③ 社会自立支援の方法
- ④ 就労自立支援の方法

【家計改善支援事業】

事業の実施に関して、次の事項について提案してください。

- ① 家計管理に関する支援プログラムの策定手順、支援状況の把握・検証方法
- ② 滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援方法
- ③ 債務整理に関する支援方法
- ④ 福祉的貸付利用のためのあっせん方法

【被保護者家計改善支援事業】

事業の実施に関して、次の事項について提案してください。

- ① 金銭管理支援の方法
 - ② 書類等管理支援の方法
 - ③ 手続き支援の方法
 - ④ 生活安定支援の方法
- (エ) その他のアピール事項（任意記入）
- (オ) 委託業務にかかる所要経費の積算（自由様式、A4版）
- ・ 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援

事業、被保護者家計改善支援事業に区分して、それぞれ、給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金の経費ごとに積算根拠が分かるように記載してください。

- ・ 経費積算書は円単位（税抜き）としてください。
- ・ 年度毎及び総価が分かるように記載してください。

(5) 提出期限、提出方法

ア 提出期限

令和8年9月4日（金）午後4時

イ 提出方法

下記8に記載の場所にご提出ください。郵送での受付は行いません。

5 プレゼンテーションの実施

提出された参加表明書をもとに資格審査を行い、参加を認める事業者には、別途プレゼンテーション実施に係る通知を送付します。

- (1) プレゼンテーション実施の通知を受けた事業者は、必ず参加してください。
- (2) 日時、場所等の詳細は、別途連絡するものとします。
- (3) 1事業者当たりの所要時間はおおむね30分（説明20分、質疑10分）とし、企画の内容や特色について企画提案書に沿って具体的に説明してください。
- (4) プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者あたり3人以下とします。
- (5) 追加資料の提出はできません。

6 審査及び審査結果の通知

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、流山市が別に定める委員により構成される選定委員会で、審査及び選定を行います。選定委員会は、非公開とします。

選定委員会の審議内容等についてのお問い合わせには対応でき

ません。

(1) 審査基準

次の項目について評価し、総合的な審査を行います。

ア 事業に対する基本的な考え方と事業実施体制

イ 事業実施内容

ウ 経費積算内容

エ その他、事業を実施するにあたり重要と判断される項目

(2) 審査結果

審査結果は、全提案者に対して文書で通知します。

7 契約に係る留意事項

(1) 契約については、事前に委託内容について協議の上、締結します。なお、その者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行います。

(2) 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではありません。業務委託の内容の詳細について別途協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。

(3) 本プロポーザルは都合により延期し、又取止めることがあります。この場合について、参加者は異議申し立てることができず、違約金は請求できないものとします。

8 問い合わせ及び各種書類の配布・提出先

(1) 名称 流山市役所健康福祉部社会福祉課

(2) 所在地 〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所第2庁舎1階

(3) 連絡先 電話：04（7150）6079

FAX：04（7158）2727

電子メール：shakaifukushi@city.nagareyama.chiba.jp